

石川県公立学校児童生徒用端末共同調達
企画提案募集要綱

令和2年6月

石川県公立学校情報機器共同調達協議会

目次

1	企画提案を求める背景と目的	1
2	企画提案の概要	1
	(1) 調達期間	1
	(2) 調達内容	1
	(3) 数量	1
	(4) 納入場所	1
	(5) 予算上限額	1
3	企画提案への参加	1
	(1) 資格要件	1
	(2) 質問事項について	2
	(3) 参加申請	2
	(4) 企画提案書の提出	3
	(5) 審査会の実施	3
	(6) 評価及び選定	4
4	注意事項	4
	(1) 配布資料	4
	(2) その他	4
5	担当部署	5

1 企画提案を求める背景と目的

石川県公立学校情報機器共同調達に参加する石川県教育委員会及び県内市町教育委員会（以下、参加団体という。）において、文部科学省の推進する「GIGA スクール構想の実現」のため、児童生徒用一人一台端末等の調達を実施するにあたり、専門の事業者の高度な知見を活かし、参加団体にとって最適な調達となるよう広く提案を求めるものである。

2 企画提案の概要

(1) 調達期間

令和3年3月31日まで

詳細は、採用された企画提案書を提出した者と参加団体が協議の上、決定することとする。

(2) 調達内容

文部科学省が示す「GIGA スクールの実現 標準仕様書」の学習者用コンピュータとして掲載されている①Microsoft Windows 端末、②Google Chrome OS 端末、③iPadOS 端末

(3) 数量

仕様書のとおり。

なお、各参加団体における実際の発注を保証するものではない。詳細は、採用された企画提案書を提出した者と参加団体が協議の上、決定することとする。

(4) 納入場所

仕様書のとおり。

詳細は、採用された企画提案書を提出した者と参加団体が協議の上、決定することとする。

(5) 予算上限額

端末1台あたり 45,000 円（消費税及び地方消費税含む。補助対象外業務を除く）

一部の参加団体はリース契約を希望しているため、リース事業者とともに提案を行うこと。リース費用の積算にあたっては、諸費用も含めて 60 か月利用する想定で期間総額、年額、月額を算出すること。

※ 予算上限額に係る注意点

- ・ 上記の金額は契約時の予定価格となるものではなく、本件業務全体の規模を示すものである。この企画提案において提示された見積費用の内容及び金額は、事業者選定後、各参加団体が再度精査して決定する。
- ・ 提案単価は、消費税及び地方消費税の額(見積金額に100分の10を乗じて得た額。1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加算して金額を示すこと。

3 企画提案への参加

(1) 資格要件

企画提案に参加しようとする者は、次の条件をすべて満たすこと。

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- ・ 令和 2 年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和 2 年石川県告示第 119 号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- ・ 全ての参加団体において指名停止の措置を受けている者でないこと。
 - ・ 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（2） 質問事項について

本調達に関する質問を次のとおり受け付ける。

- ・ 質問は、次の条件をすべて満たすこと。
 - ・ 電子メールにより「5 担当部署」に提出すること。
 - ・ 電子メールの件名は「石川県公立学校児童生徒用端末共同調達に係る質問 会社名（質問日）」とすること。
 - ・ 電子メール本文に、質問内容、法人の名称、連絡先部署・職氏名・電話・メールアドレスを記載すること。
 - ・ 質問の補足資料を添付する場合、参加申請事業者を特定可能な情報を、資料中及びファイルのプロパティ情報から除去すること。
- ・ 質問受付期限：令和 2 年 7 月 15 日（水）午後 5 時
- ・ 回答は、全参加申請事業者に電子メールで送付する。

（3） 参加申請

企画提案に参加しようとする者は、次のとおり申請すること。

① 提出書類

企画提案参加申請書（様式第 1 号）

会社概要整理表（様式第 2 号）

② 提出期限

令和 2 年 7 月 17 日（金）午後 5 時

③ 提出方法

企画提案参加申請書（様式第1号）は「5 担当部署」に持参又は郵送すること。郵送の場合は、簡易書留その他到着を確認できる方法によることとし、提出期限内必着とする。

会社概要整理表（様式第2号）は「5 担当部署」に電子メールにより提出すること。

④ 結果の通知

申請内容を確認の上、参加可否を電子メールにより通知する。

(4) 企画提案書の提出

① 提出書類

企画提案書（A4版、表紙を含み35ページ以内、横）

② 提出期限

令和2年7月29日（水）午後5時

③ 提出方法

企画提案書は「5 担当部署」に電子メールにより電子データ（PowerPoint形式またはPDF形式）を提出すること。

④ 注意事項

OSごとの提案（Microsoft Windows 端末の提案、Google Chrome OS 端末の提案、iPadOS 端末の提案）を受け付ける。特定のOSのみの提案も可とする。一つのOSに関する複数の提案は不可とする。

複数の提案を公正に比較、審査できるよう、評価項目の「小分類」ごとに、「提案書作成要領」に従って提案書を作成すること（本書が示していない項目等について記載していけないということではない）。

審査会でのプレゼンテーションで使用することを想定して作成すること。

評価項目の小分類ごとに1ページを基本とすること。

記載内容は抽象的な表現を避け、具体的に記載すること。また、提案時に想定している製品やサービス、機種、グレード等についても可能な限り記載すること。

仕様書の要件を満たさない事項がある場合は、失格となる場合がある。

企画提案書を確認し、内容等について問い合わせや追加資料の提示を求めることがある。追加資料を特定の提案者に限り求める場合もあるが、その提案者を優位又は劣位に取り扱うということではなく、公正な比較評価を行うためのものである。

(5) 審査会の実施

① 日時等

令和2年8月11日（火）以降に実施することとし、別途連絡する。

② 使用する資料

使用する資料は（4）で作成した企画提案書を基本とするが、加筆修正を認める。ただし、企画提案書の記載内容と齟齬が生じないこと。

プレゼンテーション時に冊子20部を持参すること。その際、企画提案書に記載されていない事項は朱書きとする・枠で囲む・星印を付けるなど、明示すること。

③ 実施内容

企画提案者がプレゼンテーションを行い、その後審査委員からヒアリングを行う。
提案のアウトラインをつかみやすくするため、提案全体の概要を説明した上で、各評価項目について説明を行うこと。

企画提案者が多数の場合は書類審査を行い、プレゼンテーション実施者を絞り込む場合がある。
プレゼンテーションは、業務の主体となる者（プロジェクトマネージャ等）が、資料に沿って、重要なポイントを抑えて説明すること。

(6) その他

審査会終了後、プレゼンテーションに使用した資料（PowerPoint 形式または PDF 形式）を電子メールにより提出すること。

求めがあった場合、質疑応答の内容を電子メールにより提出すること。

新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、対面でのプレゼンテーションではなく、Web 会議システム等を利用した形式とする場合がある。

(7) 評価及び選定

- ・ 企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容により評価する。
- ・ 評価は、技術・機能・運用的側面と価格面について総合的に行う。
- ・ 各評価項目に配点を付し、提案内容に応じ得点を与え、①Microsoft Windows 端末、②Google Chrome OS 端末、③iPadOS 端末それぞれの最優秀提案を決定する。
- ・ 審査結果については、審査終了後に各提案者に対して個別に通知する。
- ・ 協議会は、OS ごとの最優秀提案者とその提案内容を、参加団体に通知する。

4 注意事項

(1) 配布資料

以下のとおり。配布した資料は、本提案に係ること以外には使用しないこと。

- ・ 石川県公立学校児童生徒用端末共同調達 企画提案募集要綱（本資料）
- ・ 石川県公立学校児童生徒用端末共同調達 評価項目
- ・ 石川県公立学校児童生徒用端末共同調達 仕様書

(2) その他

① 提案に要する経費負担

本提案に要する経費は全て提案者の負担とする。

② 秘密の厳守

本提案に参加することで知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

③ 企画提案書の取扱

- ・ 提出された書類等は、返却しない。
- ・ 提出された書類等の機密保持には、十分に配慮する。

④ 企画提案参加の辞退

企画提案の参加申請後に提案を辞退する場合は、書面（様式は任意）により行うこと。

5 担当部署

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県教育委員会事務局庶務課内

石川県公立学校情報機器共同調達協議会事務局

電話：076-225-1816

電子メール：k-kohou1@pref.ishikawa.lg.jp